

台風等の非常時の「ごみ収集」について

台風等の影響により「暴風警報」(陸上)が発令される場合、市民の皆様の安全と収集作業員等の安全確保の観点から、ごみ排出・収集に関し、以下の基準により中止とさせていただきます・

また、「暴風警報(陸上)」の発令や「積雪」が予想される場合は、燃やすことのできるごみ(市指定袋)は出さない。資源ごみは、分別収集拠点に持ち込まないようご協力をお願いします。

なお、「暴風警報(海上)」の発令時は、通常通り「可燃ごみ」と「資源ごみ分別収集」を実施いたします。

【判断基準】

平成30年4月1日現在

	「暴風警報」が発令された場合	「暴風警報」が解除された場合
可燃ごみ (市指定袋)	①収集日当日の午前8時、既に「暴風警報(陸上)」が発令されている場合は、中止します。 ②収集日当日の午前8時以降に「暴風警報(陸上)」が発令された場合は、発令された時点で、収集作業を中断します。	①正午までに「暴風警報(陸上)」が解除された場合は、警報解除1時間後から収集を開始します。 ②正午以降に「暴風警報(陸上)」が解除された場合は、原則、当日の収集は中止とします。
資源ごみ分別収集 (分別収集拠点)	①当日の午前5時、またはそれ以降、分別収集拠点開設中に「暴風警報(陸上)」の発令が予測される場合は、中止とします。 ②当日の午前5時、またはそれ以降、分別収集拠点開設中に「暴風警報(陸上)」が発令された場合は、中止とします。	分別収集拠点は開設しません。

※燃やすことのできるごみ(市指定袋)及び資源ごみ分別収集(分別収集拠点)の代替日の設定はありません。

なお、資源ごみ分別収集については、下記のとおり「特別拠点」を開設しています。

開催日 毎月第1・第2・第3・第4日曜日 ※天候により中止する場合があります。

場 所 高浜市不燃物埋立場(高浜市稗田町二丁目五番地地内)

時 間 午前8時30分～午前10時30分

※「暴風警報(陸上)」の発令に係るごみ収集(資源ごみ分別収集及び可燃ごみ)の情報については、高浜市防災メールでお知らせします。

【問合せ先】

高浜市市民生活グループ 電話52-1111 内線263